ご活用下さい
農地あっせん制度

市では、農家の担い手不足等により増加している遊休農地を、新たな担い手にあっせんする「農地あっせん制度」を昨年度から実施しています。

この制度は、都市農地を守り、里山の景観を保全することを目的に遊休農地のあっせんを行うもので、町田市が仲介するため、安心して農地の貸借を行うことができます。農業経営の規模拡大や新規経営を考えている方は、ご検討下さい。

農地を借りることのできる方

農業経営をしている方、新たに始めたい方が対象です。農地を借りたい方は、「担い手バンク」への登録が必要です。

※農地あっせんは農業を営む方が優先となります。

※家庭菜園等、自家消費用作物のための畑をお探しの方は対象となりません。

市内の市街化調整区域内にある田・畑をお持ちの方へ

「もう自分では耕せない」等の理由で農地の貸し出しを考えている方には、農業委員等が相談を受けます。相談のうえ、耕せない分については市に委任して、他の担い手に貸し付けを行うよう助言します。貸し付けをご希望の方は、「農地バンク」に登録して下さい。

2011年度 農地あっせんの実施状況

○農地バンク登録面積　約7・3ヘクタール

○担い手バンク登録件数　37件

○あっせん成立件数、面積　15件、約3・3ヘクタール

※「担い手バンク」「農地バンク」などの詳細は農業振興課へお問い合わせ下さい。

問農業振興課 ☎724・2169 FAX724・1186

大地沢青少年センターで
被災地の親子が自然を満喫

町田市の最高峰「草戸山」へのハイキング

お父さんお母さんが大活躍の餅つき大会

春休みに、福島県在住の親子45人が大地沢の自然の中で、キャンプや野外炊事、自然散策等を楽しみました。

この催しは、町田市近隣の2つの市民団体が、被災地の親子を招いて、自然の中で思いっきり楽しんでもらおうと企画したものです。

市ではこの趣旨に賛同し、大地沢青少年センターの使用料を無料にするなどの協力をしました。

問大地沢青少年センター☎782・3800FAX782・6815

パブリックコメント予告
市では条例・計画などの策定を進めるにあたり、市民の皆さんにご意見を伺います

5月1日から下表の2件のパブリックコメント（意見公募）の実施を予定しています。

案件名	①地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・第2次一括法）の施行に伴う町田市の条例（案）の制定または改正 ※2011年に、上記の法律が施行され、施設や道路などの設置管理の基準の一部について、国が示す基準を参考として、市が条例で定めることができるようになりました。このたび、国の示す基準と、それに対する市の考え方や条例案の方向性がまとまりましたので、パブリックコメント（意見公募）を実施します。 ②町田市地域防災計画（修正案）
募集期間	5月1日（火）～5月31日（木）
案の公表方法	・本紙5月1日号に概要を掲載〈5月1日以降〉 ・町田市ホームページに詳細を掲載 ・市役所、各市民センター、各市立図書館及び各担当課等で資料の閲覧、配布 ※各窓口で開所日・時間が異なります。
意見等の提出方法	・郵便　・FAX　・Eメール ・各担当課ほか、指定の窓口への提出
担当課	①企画政策課　☎724・2103FAX724・3072 ②防災安全課　☎724・2107FAX725・3280

NAGANO全国バレエコンクールで 市内在住の双子姉妹が優勝・準優勝

3月28日に長野市で開催された「第3回NAGANO全国バレエコンクール」で、小山ヶ丘小学校3年生（大会時2年生）の双子の島﨑さん姉妹が小学1・2年生の部で、優勝と準優勝に輝きました。

その報告のため4月3日に市役所を訪れた姉の杏朱（あんじゅ）さん（優勝）と妹の朱里安（じゅりあ）さん（準優勝）は、石阪市長が「世界で賞が取れるようになって」と声をかけると、「優勝できるように頑張ります」と目標を話しました。

コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスの一時停止について

システムメンテナンスに伴い、コンビニエンスストア（セブン-イレブン）での証明書自動交付サービスを一時停止します。サービス停止中は住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することができません。

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

期日　4月28日（土）から4月30日（振休）まで

問市民課☎724・2123 FAX724・1180

第5期町田市介護保険事業計画を策定
介護保険料が変わりました

市では、3年ごとに介護保険事業計画を策定しています。今回、2012～2014年度を新たな期間として、第5期介護保険事業計画を策定しました。

計画の概要

3つの基本目標を設定して介護保険事業を円滑に実施・運営していきます。

いきいきと安心して地域で暮らすために

住み慣れた地域で元気に暮らし続けるために、健康づくりや介護予防のための事業を進めます。

自分にあった施設や住まいを選択できるようにするために

自分らしく安心して生活を続けていける施設や住まいを、状況に応じて選択できるよう、住まいの整備を進めます。

よりよい介護保険サービスが利用できるように

安心して介護保険サービスが利用できるように、サービスの質の向上に取り組みます。

介護保険料を改定

介護保険料は、2012～2014年度で見込まれる介護サービスの総事業費から算出しています。第5期（2012～2014年度）は月額基準額と所得段階別保険料の改定により（表1）、介護保険料が上昇しました。

上昇の要因として、介護サービス利用者数の増加や施設の整備に伴う介護給付費の増加、介護報酬の改定、第1号被保険者の負担割合の増加（20%→21%）等が挙げられます。

【保険料の算出方法】

保険料の月額基準額は、2012～2014年度の3年間で必要となる総事業費のうち、65歳以上の方（第1号被保険者）で負担する分を人数で割って算出しています（図1）。

また、基準額の上昇を抑えるため、東京都から交付される財政安定化基金の交付金（約2億円）と町田市の介護給付費準備基金（約9億円）を活用して基準額を軽減しています（図2）。

◇

なお、保険料改定後の介護保険料決定通知書・納入通知書は、7月にお送りする予定です。

表1　所得段階別保険料

課税状況					所得区分	年額保険料（カッコ内は第4期）
世帯員市民税	本人の市民税及び収入状況					
生活保護受給者					第1段階	2万6500円（2万1300円）
非課税世帯※1	本人非課税	老齢福祉年金受給者			第2段階	2万9500円（2万3700円）
		課税対象となる公的年金収入額と合計所得金額の合計		80万円以下	第2段階	2万9500円（2万3700円）
				80万円超120万円以下	特例第3段階	3万6900円（※4）
				120万円超	第3段階	4万4200円（3万3100円）
課税世帯※2				80万円以下	特例第4段階	4万7200円（3万3100円）
				80万円超	第4段階（基準額）	5万9000円（4万7400円）
	本人課税	合計所得金額※3		125万円未満	第5段階	6万4900円（4万9700円）
				125万円以上190万円未満	第6段階	7万3800円（5万4500円）
				190万円以上300万円未満	第7段階	8万2600円（5万9200円）
				300万円以上500万円未満	第8段階	9万4400円（7万1100円）
				500万円以上	第9段階	11万8000円（9万4800円）

※1　非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人もいない世帯

※2　課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人以上いる世帯

※3　合計所得金額…純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額（特別控除前）、山林所得等の合計です。

※4　第4期では特例第3段階はありませんでした。

図1　介護保険料（基準額）の算出方法

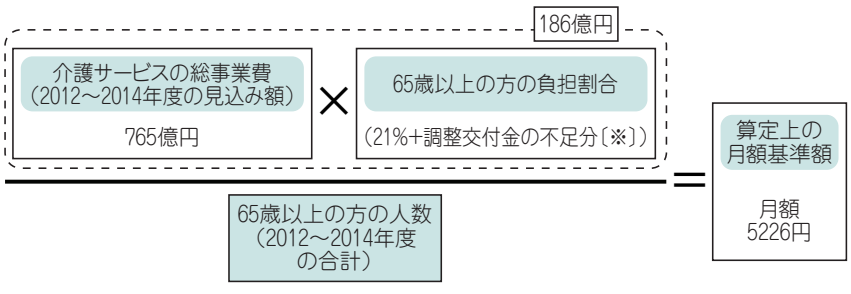

※調整交付金とは市町村ごとの介護保険財政を調整するものです。国からの調整交付金割合が5%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担することになります。
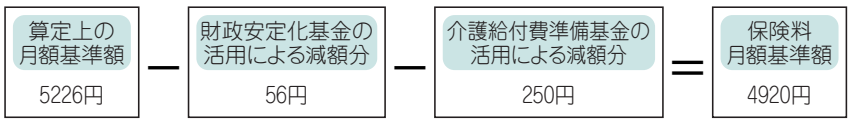
図2　介護保険料の軽減の概要